東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する 政府方針を踏まえた対応について

令和3年4月14日原子力規制庁

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針が、令和3年4月13日に開催された廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において決定された(別紙参照)。

今後、東京電力は、実施計画について原子力規制委員会の認可を受けた上で 海洋放出を実施することとなり、また、政府及び東京電力は、モニタリングを 強化・拡充することになる。

これを踏まえ、以下のとおり対応を進める。

1. 実施計画について

(1) 実施計画変更認可申請前における検討

東京電力から、具体的な処分方法の検討状況や申請時期等について、特定原子力施設監視・評価検討会において聴取し、必要な検討を行う。

(2) 実施計画の審査

「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電 所に対して求める措置を講ずべき事項」に照らして以下の事項について審 査を行う。

- 排水設備の設計(構造・強度等)
- 処理済水の放出時の希釈方法
- ・浄化処理前後の処理済水に含まれる核種濃度測定・評価方法及び体制
- 処理水放出時の核種濃度等の監視方法

審査は、公開の審査会合により行うこととする。

審査の状況は、特定原子力施設監視・評価検討会と情報共有し、同検討会において指摘された事項なども踏まえ、審査を行う。

2. ALPS 処理水の海洋放出前後のモニタリングの実施について

モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく検討・準備を進める。

3. 第三者によるレビューの実施について

IAEAなど第三者によるレビューを通じて、ALPS 処理水の海洋放出に関する実施計画の審査や海域モニタリングの客観性及び透明性を高めるための取り組みを行う。